

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成27年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

➤ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の**

取り組みに対し**50万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます

- ・雇用の増加を伴う取り組み、または買い物弱者対策に取り組む事業者、あるいは海外展開に取り組む事業者については100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ **計画の作成や販路開拓の実施の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます**

《対象となる取り組みの例》

① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

お問い合わせ先 **京都商工会議所中小企業経営支援センター 本部・支部**

北区・左京区担当	: 洛北支部	TEL 701-0349	北大路通高木町交差点すぐ
右京区・西京区担当	: 洛西支部	TEL 314-8771	阪急西院駅近く
南区・伏見区担当	: 洛南支部	TEL 611-7085	京阪丹波橋駅すぐ
上記以外	: 本部・洛央支部	TEL 212-6460	地下鉄丸太町駅すぐ

申請書類の提出先 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話: 03-6434-7421 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL: <http://www.jizokukahojokin.info>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

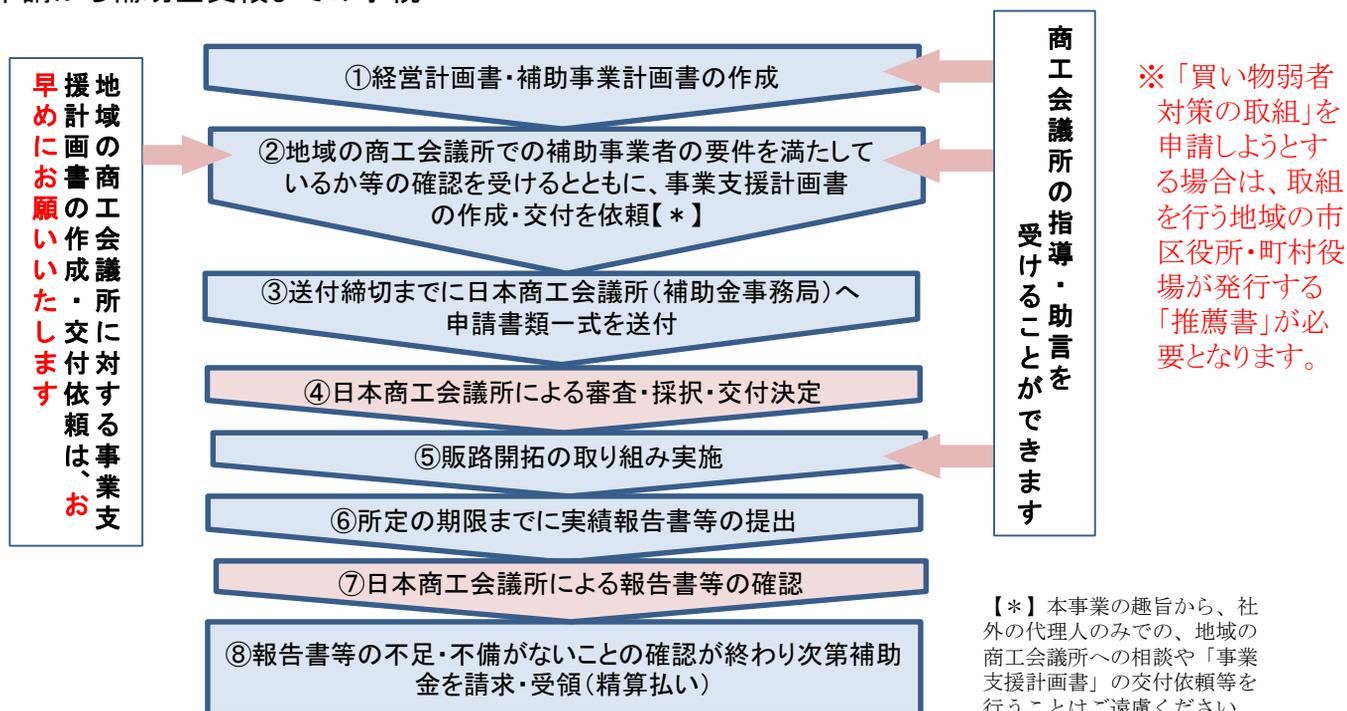
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円（雇用の増加を伴う取り組み、または買い物弱者対策に取り組む事業者、あるいは海外展開に取り組む事業者は上限100万円）
*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの手続



◆手続きの期限等

	平成27年度補正予算・公募
1. 申請受付開始	2月26日（金）
2. 京都商工会議所にて経営計画書・補助事業計画書作成の支援を希望される場合	出来るだけ、下記送付締切の1週間前までにご相談下さい
3. 日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切（上記③）	5月13日（金） 【最終日当日消印有効】
4. 採択結果公表	7月上旬予定
5. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 11月30日（水）まで